

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成18年8月28日（諮問第86号）

答申日：平成19年3月23日（答申第48号）

事件名：職員の復命書等の部分公開決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が雄勝地域振興局福祉環境部の復命書等（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、次の部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他については公開すべきである。

（1）環境公害業務日報

対象事業所の立会者の氏名

（2）温泉適正利用実地調査票

ア 事業を営む個人の住所

イ ゆう出地

ウ 「源泉の状況（温度・ゆう出量）」欄に記載されている「ゆう出量」

エ 「動力揚湯の場合その種類と馬力」欄に記載されている情報

オ 「貯湯槽の有無」欄に記載されている情報

カ 「源泉から貯湯槽までの引湯管の種類距離」欄に記載されている情報

キ 「源泉または貯湯槽からの引管の種類及び距離」欄に記載されている情報

なお、「研修会・総会の資料」のうち非公開とした「総会資料」について

は、異議申立人は異議を申し立てていないことから、当審査会では、判断しない。

第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成18年7月6日付け雄総-996により行った部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由及び意見は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

1 異議申立書における主張

異議申立てに係る実施機関の処分は、次のとおり秋田県情報公開条例(以下「条例」という。)の目的解釈を誤った違法なものである。

異議申立人が平成18年6月22日付けで公開請求した行政文書は、雄勝地域振興局福祉環境部環境指導課の日常業務(管内出張)における復命書、すなわち公害予防関連業務、食品衛生監視業務の日報である。

前記の業務はそれぞれ公害対策基本法及び関係法令、食品衛生法及び関係法令に基づく業務が主たる内容と思料される。

公害対策基本法の目的は「国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること」とし、公害とは「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染等等、人の健康又は生活に係る被害が生ずることをいう」と規定している。

食品衛生法においても「公衆衛生の見地から必要な規制、その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって国民

の健康を保護すること」と1条に目的規定を置いている。さらに、県の責務、食品等事業者の責務を厳しく、そして細部にわたって規律するとともに、不衛生食品等の販売の処罰、基準、規格の違反等の処罰、義務違反業務の停止、役職員に対する処罰、食品衛生管理者の職務義務違反等を規定し、違反者の名称等の公表をも明文化したものである。

以上のように、環境指導課の業務は、国民の健康保護、生活環境の保全、公害予防が目的であり使命であって、企業、事業者等の保護とは無縁というほかはない。

実施機関は、部分公開の理由を条例6条にその根拠を求めている。

しかし、同条には、

- (ア) 事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く。
- (イ) 人の生命、身体、健康を保護するため。
- (ウ) 人の生活を保護するため。
- (エ) 公開することが公益上必要なもの。

等々の除外規定を置いており、条例の前文、目的（1条）からして、実施機関は誤った論理解釈の上で部分公開決定をしたもので本決定は取消しを免れないものである。

2 意見書における主張

条例は前文において「県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務を十分に果たす上で不可欠である」とその理念を述べている。

一方、本件非公開文書（部分公開文書）にかかる水質汚濁防止法の目的は「国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全し、被害者の保護を図ること」とし、食品衛生法は「国民の健康の保護を図ることを目的とする」と規定する。

そして温泉法の目的も「公共の福祉の増進に寄与すること」であり、浄化槽法もまた「生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」をその目的として掲げている。

むろん秋田県公害防止条例も「県民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること」が目的であることはいうまでもない。

実施機関が非公開理由説明書において論拠としている「秋田県情報公開条例の解釈及び運用基準（以下「解釈運用基準」という。）を絶対的なものとして捉えるならば、条例の前記理念そのものが否定されることになりかねない。

前記の条例の理念にのっとり、行政文書の開示が立法趣旨であるとすれば、実施機関の裁量は無制限なものではないばかりか、非開示の理由については、前記所管する法令の目的に照らして県民の利益よりも個人の利益を優位とする立証責任があると解される。

異議申立人としては、それぞれの日報にかかる法令及び条項、条文は当て推量による他はなく、憶測を交差させながら部分開示の違法性について指摘する。

平成18年5月18日付けの日報に記入の立入施設名、特定施設、及び調査・指導の記録から推して、公共用水域の水質の保全を目的とした浄化槽法、前記の水質汚濁防止法1条に規定する目的の達成こそ当該業務の目的であると推認される。

上記の両法には、知事への届出を義務付け、水質汚濁防止法においては、知事に対して「公共用水、地下水の水質の汚濁の状況を常時監視し、水質の汚濁の状況を公表しなければならない」と命じている。（同法17条）

さらに特筆すべき事項として、特定事業場における浄水処理施設の設置又は改善に必要な資金のあっせん、その他の援助に努めるものとして国の

援助を規定し、中小企業に対する特別の配慮も定めている。

公金の投入施設が存在するものとするれば、前記の常時監視、汚濁状況の公表と相まって、業務日報の透明性、全面開示は厳格でなければならない。知事は、これらの情報を隠ぺいする理由の具体性、情報を秘匿することによる県民の利益について立証すべきである。

平成18年5月24日付けの日報には、立入施設名として旅館名、調査・指導欄では、温泉適正利用調査を記入している。

これらの文言から適用した法令は温泉法、公衆浴場法が推測される。

温泉の適正利用の調査の結果、仮にその基準等を下回る数値等が発生した場合、これを秘匿することによる県民の利益、すなわち、公共の福祉の増進寄与度についての説明責任を知事は有する。

温泉成分の不正表示はもとより、公衆浴場法に基づく衛生、風紀、有害行為の有無、指導の内容についても積極的に開示することこそ、法の要求するところであろう。

平成18年5月23日付け及び平成18年5月26日付けの食品衛生監視員業務日報によると、両日の業務に従事した職員は、食品衛生法による食品衛生監視員と推認され、これらの業務は同法2条（県の責務）、または、県食品衛生監視指導計画（同法24条）の一端であり、あるいは両者にかかる事業とも考えられる。

そうであるならば、前記の食品衛生法24条5項は、知事に対して、県食品衛生監視指導計画の実施の状況について公表を命じているから、食品衛生監視員業務日報の部分公開は明らかに違法である。

非公開理由説明書は、湯沢雄勝フードサービス協議会の総会資料、平成17年度事業報告、収支決算書、平成18年度事業計画、収支予算書の公

開について、異議申立人が知事に対して請求したかのごとく記載しているが、当該団体とは無縁の異議申立人が、知事に対して総会資料の公開請求を行うことは、非常識のそしりを免れず論外というべきである。

異議申立人が請求したのは、環境指導課職員の業務日報、または、業務報告書の全面開示である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について部分公開を行った理由等を次のように説明している。

1 本件対象文書及びこれに係る業務の概要について

(1) 平成18年5月18日付けの環境公害業務日報

当該文書は、実施機関の職員が、水質汚濁防止法22条1項の規定に基づき、同法の規制対象となる事業場の排水基準適合状況を把握するとともに、排水処理施設の改善及び維持管理の徹底等について指導するため、事業場に立ち入り、排水を採取したときの状況を取りまとめた報告書である。

排水の採取に合わせ、検査立会人の氏名、排水処理施設の維持管理状況等について聞き取り調査した結果も記載している。

なお、立入検査する事業場の中には、浄化槽法5条に定める届出対象施設にも該当するものもあり、この場合、同法53条2項に基づく立入検査を兼ねて実施したということで取り扱っている。

事業場の排水検査については、昭和57年に策定された「ばい煙・粉じん及び排水に係る工場・事業場立入検査要領」並びに、毎年度策定

する「工場・事業場排水基準検査改善指導実施要領」に基づいて、主に県内の各地域振興局福祉環境部が、計画的に事業場の立入検査を行い、排水の採取及び分析検査や排水処理施設などの維持管理状況の監視を実施する。検査や監視においては、検査員証を携行した複数の職員が、事業場関係者の立会いのもと、事業場内の設備の状況を監視し、排水を採取して分析し、結果が判明したら速やかに事業場に文書で通知する。これら検査や監視の結果、法令の基準等に違反している場合はもちろんのこと、法令に違反しているとは言えないまでも、公共用水域の汚濁防止という観点から必要であると認められるときなどには、事業場に対し、文書又は口頭で行政指導を実施する。行政指導によっても改善が認められない場合や、繰り返し排水基準に違反するような悪質と思われる場合には、水質汚濁防止法13条又は秋田県公害防止条例47条に基づいて、改善を命ずることがある。

(2) 平成18年5月24日付けの環境公害業務日報及び温泉適正利用実地調査票

当該文書は、実施機関の職員が、温泉法31条の規定に基づき、温泉を公共の浴用に供している施設に立ち入り、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」（環境省告示59号）の適合状況を把握するために、浴室内の硫化水素濃度を測定したときの状況を取りまとめた報告書である。

日報のほかにも、施設毎に検査状況を記載した、「温泉適正利用実地調査票」計7枚を添付して回覧し、その状態のまま簿冊に保管している。

各地域振興局福祉環境部は、毎年冬期間、自然保護課の指示のもと、硫黄分を一定以上含む温泉（「硫黄泉」という。）を公共の浴用に利用している施設について、浴室内の換気の状態や硫化水素濃度を調査して

いる。その結果、基準を上回る硫化水素濃度が検出されるような施設に対して、施設の改善を指導している。

硫黄泉に含まれる硫化水素ガスは、人体に有毒なものであり、基準を超過する場合には人の健康・生命に危害を生じさせるおそれがあるが、特に冬期間の積雪によって浴室の換気状況が悪くなるといった条件では、被害発生の危険性がより高くなることが懸念されるため、重点的に監視指導を実施してきている。公衆衛生上問題があるときなどは、温泉法 27 条に基づき温泉利用許可を取消し、又は危害予防の措置を講ずるよう命ずることがある。

なお、雄勝地域振興局福祉環境部においては、平成 17 年 12 月 30 日、管内の温泉地で発生した硫化水素ガスによる中毒が原因で 4 人が死亡するという事件を受けて、独自の判断で当分の間、冬期間に限らず定期的に硫黄泉を利用している施設の立入検査を実施しており、5 月 24 日にもその検査を実施している。

(3) 5 月 23 日付けの食品衛生監視員業務日報

当該文書は、実施機関の職員が、食品衛生法 2 条の趣旨に基づき、食品等事業者で構成する団体である「湯沢雄勝フードサービス協議会」の会員に対して実施した、衛生講習会の実施状況を取りまとめた報告書である。

なお、この講習会が開催された場所は旅館であり、食品営業施設でもあることから、実施機関の職員はこの旅館の食品に関する衛生管理状況等の監視も併せて行っている。

日報のほかにも、衛生講習会の直前に開催された、同協議会の研修会・総会の資料、さらには、衛生講習会実施状況報告書も添付して回覧し、その状態のまま簿冊に保管している。

衛生講習会は、食品衛生法2条の「国・都道府県等は、教育活動や広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及等のために必要な措置を講じなければならない」という趣旨に基づき、県が昭和57年に策定した「食品衛生学習推進要領」に従い、市町村・関係機関・団体等広く県民に対して食品衛生に関する学習の機会を提供し、正しい食品衛生知識の普及を図ることを目的にしており、事前に講師派遣及び学習内容の要請を受け、食品衛生を担当している職員により実施している。

実施回数や受講人数等は、福祉環境部の業務概要等を通じて毎年度公表している。

(4) 5月26日付けの食品衛生監視員業務日報

当該文書は、実施機関の職員が、食品衛生法28条に基づき、食品等営業所に立ち入り、販売のために陳列されている食品の表示や容器包装を検査し、同法に基づく諸基準が遵守されているか確認したときの状況をとりまとめた報告書である。

県は、食品衛生法24条の規定に基づき「食品衛生監視指導計画」及び「食品衛生監視指導実施要領」を策定し、これに従い、主に各地域振興局の食品衛生監視員が、計画的に食品等営業所に立ち入り、調査や監視を実施しており、営業施設や販売する食品の表示等が主な監視対象となっている。その結果、食品衛生法に基づく基準等への違反を発見した場合、その場において直ちに改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外については、おって食品衛生監視員名による「指示書」を発行し、営業者に改善を強く求めている。

また、悪質な違反については、食品衛生関係行政処分要領により、営業の停止等を命じ、名称等を公表することとしている。

2 非公開とした部分

(1) 環境公害業務日報

ア 監視・指導件数に係る表

イ 立会者の氏名

ウ 立入検査結果等記載部分

(2) 温泉適正利用実地調査票

調査事項記載部分

(3) 食品衛生監視員業務日報

ア 許可調査件数等に係る表

イ 監視指導件数等に係る表

ウ 監視結果等記載部分

(4) 平成18年度湯沢雄勝フードサービス協議会研修会・総会の資料

総会資料

3 非公開理由

(1) 条例6条1項1号該当性

本件非公開部分のうち、「立会者の氏名」については、その者が行政検査に立ち会ったということが「個人に関する情報」であるほか、公開部分に記載されている行政検査の対象となった施設名と結びつけることにより間接的に「特定の個人を識別できるもの」でもあるから、本号に該当する。

また、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例6条1項2号該当性

ア 平成18年度湯沢雄勝フードサービス協議会研修会・総会の資料のうち総会資料

この資料は、同協議会が開催した総会・研修会に講師として招かれた実施機関の職員が入手した同団体の総会資料であり、食品衛生監視員業務日報に添付したものである。

この資料は、平成17年度事業報告、平成17年度収支決算書、平成18年度事業計画書、平成18年度収支予算書、会員名簿等で構成されているため、これらを公開することは、同団体の自治に干渉することになると認められる。

したがって、この資料は、本号に該当する。

イ ア以外の非公開部分

これらの非公開部分には、実施機関の職員が、法人その他の団体又は個人事業者が設置又は管理する施設に対して、所管する法令の規定に基づいて実施した立入検査、行政指導の状況及び検査件数等の情報が記載されている。

解釈運用基準では、本号本文に該当し事業運営上の地位又は社会的な地位を損なうと考えられる情報の具体例として「検査報告書」を挙げている。

そもそも、1に掲げる行政文書はいずれも、立入検査の実施状況とその結果、対象への行政指導等について記載され又は記載されることとされているため、解釈運用基準でいう「検査報告書」に相当する性格を有することから、原則保護されるべき情報であるといえる。さらに、これらの非公開部分は、立入検査結果及び行政指導の状況等の実質が記載され又は記載が予定されているものであって、法人等及び個人事業者の名誉、社会的信用、社会的評価、又は競争上の地位を損なうと認められる情報が記載され又は記載され得るものである。例えば、法令に基づく諸基準への違反や社会通念上妥当性を欠くと思量される

事業活動に対する立入検査又は現地確認及びそれに対する実施機関の行政指導の状況はもとより、立入検査や行政指導において質問等を行うことにより入手した生産・技術等に関する情報、販売・営業等に関する情報の記載も、実施機関が立入検査や指導業務を組織的かつ継続的に遂行するために、必要なものとして行われている。

温泉適正利用実地調査票については、検査報告書に該当し、ことさらに取扱いに注意しなければならないほか、平成16年11月11日に自然保護課が温泉台帳の全部を非公開とした取扱事例もあり、この調査票の項目は温泉台帳とかなりの部分重なることを勘案して、調査票の大部分を非公開とした。

解釈運用基準はまた、「本号に該当するかどうかは、当該情報の内容だけではなく、事業を営むものの性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け等を総合的に勘案の上、判断するものとする」としている。仮に、これらの非公開部分又はこれに類する情報において、法人等及び個人事業者にとって不利益となる内容のものは非公開とし、不利益とはならない内容のものは公開するというような取扱いが常態化すれば、非公開はすなわち何らかの問題があるものと請求者等に示唆することにほかならず、法人等及び個人事業者の名誉、社会的信用、社会的評価又は競争上の地位を損なうことにつながると認められる。したがってこれらの非公開部分は、その内容にかかわらず原則的に保護されるべき位置付けのもので、本号に該当する。

なお、実施機関は、行政の諸活動を説明する責任を全うするという観点から、検査対象となった施設名、検査目的及び検査項目等に係る部分は公開しており、条例の原則公開の精神と調整を図っている。

(3) 条例6条1項2号ただし書の非該当性

(2) ア及びイに掲げる非公開部分は、以下のとおり、本号ただし書のいずれにも該当しない。

ア ただし書(一)について、これらの非公開部分には立入検査の実施結果や行政指導の実施状況等が記載されているが、検査等の対象となった法人等及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する必要性を超えて、人の生命、身体又は健康を保護するために公開すべきほどの強い公益上の必要性があるとは認められない。

イ ただし書(二)について、これらの非公開部分には立入検査の実施結果や行政指導の実施状況等が記載されているが、検査等の対象となった法人等及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する必要性を超えて、人の生活を保護するため公開すべきほどの強い公益上の必要性があるとは認められない。

ウ ただし書(三)について、異議申立人は1に掲げる行政文書に記載されている実施機関の業務の根拠法令を挙げ、これらの法の目的及び実施機関の使命が、国民の健康の保護、生活環境の保全及び公害予防であることに他ならないと主張するが、これらの非公開部分の内容に関し、公にする法令又は条例等の規定もなく慣行もないほか、異議申立人が主張する法の目的に鑑みても、上記ア及びイ以外に、公開すべきほどの強い公益上の必要性があるとは認められない。

4 異議申立人の主張に対して

異議申立人は、実施機関の業務の根拠法令を挙げ、その理念や目的が国民の健康保護、公共の福祉の増進、生活環境の保全等であり、実施機関の使命でもあることに他ならないと主張している。

この点については、実施機関としても全く異存はない。

しかし、さらに異議申立人は、これらの法の理念や目的から、公開請求

した4件の業務日報が全面的に開示されるべきとの意見を述べているが、実施機関としては、業務日報に記載された情報を、あくまで条例の各条文に照らし合わせて公開又は非公開の判断をするべきと考える。

そのほかにも異議申立人は、業務日報を全面開示すべきとする根拠として、いくつかの法の条項を具体的に挙げている。

例えば、水質汚濁防止法17条について「都道府県知事は、その区域に属する公共用水域及び地下水質の汚濁の状況を公表しなければならない」と規定しているが、個別の事業場に関する検査状況の公表までは規定していないので、業務日報が全面的に開示されるべきとの理由にはならないと考える。ちなみに、県では、この条文を受け、報道発表や県が発行する環境白書を通じて、公共用水域等の汚濁の状況を毎年公表している。また、個別の事業場における軽微な法令違反等は公表していないし、公表することが排水検査に関する事務処理要領などにも特段定めがないほか、慣例ともなっていない。ただし、県民の健康の保護、生活環境の保全という観点から公表する必要があると認められる個別の事案については、積極的に公表している。実施機関の5月18日付けの業務日報の非公開部分については、県民の健康の保護、生活環境の保全という観点から公表しなければならないと認められる情報は無いと判断されるし、公表について県としての決まり事や慣例もない。

食品衛生法24条について「都道府県知事は毎年、食品衛生監視指導計画を定めなければならないほか、この計画の実施状況を公表しなければならない」と規定されているが、個別の食品等事業者に関する検査状況の公表までは規定しておらず、業務日報が全面的に開示されなければならないとの理由にはならないと考える。県では、この条文を受け、食品衛生監視指導計画を毎年作成し、ホームページ等を通じて広く公開している。また、この計画の中には、軽微な違反等は公表から除外すると明記もされている。

もちろん、県民の健康の保護という観点から、食中毒の発生、不良食品等の自主回収の指示といったような、社会に与える影響が大きい事案については、県として積極的に公表しているが、実施機関の5月23日及び26日付けの業務日報の非公開部分については、県民の健康の保護や、公共の福祉の増進といった観点から公表しなければならないと認められる情報はない。

以上述べた理由から、本4件の業務日報に係る実施機関の部分公開決定は妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 平成18年8月29日 | 諮問の受け付け |
| (2) 同年9月25日 | 諮問庁から非公開理由説明書を收受 |
| (3) 同年10月20日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| (4) 同年10月27日 | 諮問庁が意見陳述 |
| (5) 同年12月14日 | 審議 |
| (6) 平成19年2月2日 | 審議 |
| (7) 同年3月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、雄勝地域振興局福祉環境部が作成した次の文書である。

- (1) 平成18年5月18日付け及び5月24日付けの「環境公害業務日報」
- (2) 平成18年5月24日付けの環境公害業務日報に添付された「温泉適正利用実地調査票」
- (3) 平成18年5月23日付け及び5月26日付けの「食品衛生監視員業務日報」
- (4) 平成18年5月23日付けの食品衛生監視員業務日報に添付された「研修会・総会の資料」及び「衛生講習会実施状況報告書」

2 当審査会の基本的な考え方

(1) 異議申立人の主張について

異議申立人は、実施機関の行う個々の業務の根拠となっている法律、条例は、その目的規定に国民の健康保護、生活環境の保全、公害予防等を定めるとともに、違反者や監視の実施状況の公表を定めていることから、これらの目的を達成するために必要な情報が記載された本件対象文書は、条例の前文及び1条に定める原則公開の理念に基づき、すべて公開すべきと主張している。

しかし、情報公開を受ける権利は条例により創設されたものであり、公開・非公開の判断は、個々の法令における情報の公表に関する規定の有無や規定の内容を考慮しつつも、最終的には条例に規定する非公開事由に該当するかどうかによるのであって、異議申立人の主張は受け入れられない。

(2) 実施機関の主張について

実施機関は、業務日報は、施設、事業所ごとに台帳に綴られ、又は必要事項が台帳に転記されていることから、個々の施設を継続的に監視記録することに用いられており、解釈運用基準で6条1項2号に該当する

情報として例示する「検査報告書」に該当し、その記録内容は原則保護されるべきと主張する。

しかし、検査報告書が解釈運用基準に示されているのは、非公開情報が記載されることの多い行政文書の例示に過ぎず、検査報告書であることをもって、直ちに非公開となるわけではない。

よって、実施機関が検査報告書であると主張する行政文書に記載されている情報であっても、個々の情報について条例に規定する非公開情報に該当するかどうかを判断する必要がある。

また、実施機関は、立入検査結果及び行政指導の状況等が記載される部分について、対象事業者にとって有利な情報は公開し、不利な情報は非公開とする取扱いが常態化すると、非公開は即ち対象事業者に何らかの問題があることを示唆することになり、対象事業者の名誉や社会的信用を損なうことにつながるとして、記載されている内容にかかわらず、一律に非公開としている。

しかし、公開・非公開の判断は、その内容が条例に規定する非公開事由のいずれかに該当するかどうかによるものであり、非公開の部分があることをもって対象事業者に何らかの問題があることを示唆することになるという実施機関の主張は認められない。

(3) 公開・非公開の判断に当たっての審査会の方針

以上、繰り返し述べてきたとおり、行政文書に記載されている情報の公開・非公開の判断は、条例に規定する非公開事由に該当するかどうかによるものであり、以下この方針に従って検討する。

3 非公開情報該当性の検討

(1) 環境公害業務日報

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の表面は、監視結果を総括的に記入する表であり、営業形態・施設等の区分ごとに、監視、指導等の件数を記入する三つの表及び立入施設名の一覧から構成されており、立入施設名以外は非公開とされていることが認められる。

裏面は、立入施設の名称及び立会者並びに立入施設ごとの調査・指導内容が記載されており、立会者の氏名及び調査・指導内容の一部が非公開とされていることが認められる。

表面の三つの表は、表頭、表側も含め、すべて非公開とされている。しかし、事業所及び施設への立入検査は、それぞれ法令等の規定に基づき、計画的に実施されているものであり、立入検査を受けたことが明らかになることが、事業者の社会的な地位を損ねるとは認められない。また、立入検査の結果、法令に違反している事業所及び施設がなかったことから指導等が行われず、該当欄はいずれも数字が記入されていない。よって表面の三つの表は、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

対象事業所の立会者の氏名は、条例6条1項1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

調査・指導内容を記載する欄のうち、地区農業集落排水処理施設に係る非公開部分には、同施設の加入率及び維持管理業者名が記載されている。同施設の管理主体は地方公共団体であることから、条例6条1項4号の該当性について検討したところ、記載されている内容を公開したとしても当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められず、またその他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことか

ら、公開すべきである。

また、地区農業集落排水処理施設以外の事業所に係る非公開部分には、特記事項がない旨又は今後の許可申請に関し指示した事項が記載されているのみであり、条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

なお、対象事業者にとって有利な情報をも非公開とする実施機関の主張は、2（2）後段で述べたとおり認められない。

（2）温泉適正利用実地調査票

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、調査項目等の既印刷部分のほか、次の情報が記載された部分で構成されており、調査年月日及び調査者職氏名以外の調査事項は、すべて非公開とされていることが認められる。

- (ア) 温泉地名、利用施設名、施設所在地などの事業者の概況
- (イ) 源泉の温度、ゆう出量などの源泉及び配管の状況
- (ウ) 注湯口での温度、加温の有無などの温泉利用施設の状況
- (エ) 換気の状況、浴室内の硫化水素濃度などの基準への適合状況
- (オ) その他浴室等の配置図、調査結果・指導事項の状況

本件対象文書に記載されている温泉及び温泉利用施設に関する情報は、温泉を利用して営業を行っている法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するといえるが、これらが非公開となるのは、公開することによって、法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位を客観的かつ具体的に侵害すると認められる場合に限られる。

「源泉のゆう出地」、「ゆう出量」、「動力揚湯の場合その種類と馬力」、

「貯湯槽の有無」、「源泉から貯湯槽までの引湯管の種類距離」及び「源泉または貯湯槽からの引管の種類及び距離」は、温泉利用施設の営業において極めて重要な内部管理情報であり、これらが公開された場合、今後の事業展開上不利益を被ることが容易に想定されることから、条例6条1項2号に該当する情報と認められ、非公開が妥当である。

また、事業を営む個人の住所は、条例6条1項1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

ところで、温泉に関する情報について、温泉法は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対し、施設内の見やすい場所に温泉の成分など一定の項目の掲示を義務付けている。具体的な掲示項目については温泉法施行規則6条に規定されているが、温泉成分の虚偽表示等が社会問題となったことから平成17年の改正により、加水、加温、入浴剤の添加、循環ろ過の有無等温泉成分に影響を与える項目が新たに追加されたところである。このように、温泉事業者が温泉利用者へ情報提供することが義務付けられている情報は、公開することにより、本件温泉利用施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、本件対象文書に記載された情報のうち、同規則6条各号に掲げる次の情報については、公開すべきである。

(ア) 源泉名

(イ) 源泉の温度

(ウ) 注湯口での温度

(エ) 加温の有無

また、「温泉地名」、「利用施設名」及び「施設所在地」は、当該施設を営業施設として事業を営む個人又は法人自らが、誘客のために広く一般に公表している事項であると認められることから、非公開とすべき理

由はなく、公開すべきである。

「源泉の衛生管理状況」、「貯湯槽及び引湯管の衛生管理状況」、温泉利用施設の状況、温泉利用基準への適合状況及びその他浴室等の配置図、調査結果・指導事項の状況の各欄には、調査の結果が記載されているが、いずれも適当である旨若しくは未確認である旨又は基準内の数値が記載されており、公開したとしても、事業者の競争上の地位又は社会的地位を損ねるとは認められず、公開すべきである。

事業を営む個人の氏名及び法人等の住所・代表取締役の氏名並びに調査等の対象となる項目にすぎない既印刷部分は、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

(3) 食品衛生監視員業務日報

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の表面は、食品営業許可申請に係る調査結果を記入する表及び会議、事務処理、その他特記事項をまとめて記載する表で構成されており、食品営業許可申請に係る表はすべてが、また、会議、事務処理、その他特記事項を記載する表のうち食品監視の結果を記載した部分が非公開とされていることが認められる。

裏面は、業種・施設等の区分ごとに監視指導等の件数を記入する二つの表及び食品名の区分ごとに現場検査等の件数を記入する表、さらに収去食品、無許可営業の摘発及び食品衛生講習会等の状況を記載する表で構成され、すべて非公開とされていることが認められる。

表面の食品営業許可申請に係る表及び裏面の収去食品、無許可営業の摘発及び食品衛生講習会等の状況を記載する表の調査結果等を記載する部分は空白となっており、また、既印刷部分に記載されている情報は調

査等の対象となる項目にすぎず、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

表面の会議、事務処理、その他特記事項を記載する欄の非公開部分には、違反等がなかった旨が記載されているのみであり、条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

裏面の監視指導及び現場検査に関する表はすべて非公開とされている。しかし、監視指導及び現場検査は、それぞれ法令の規定に基づき、計画的に実施されているものであり、監視指導等を受けたことが明らかになることが、事業者の社会的な地位を損ねるとは認められない。また、監視指導等の結果、法令に違反している業種、施設及び食品がなかったことから指導等が行われず、該当欄はいずれも数字が記入されていない。よって、監視指導及び現場検査に関する表は、いずれも条例6条1項2号に規定する法人情報に該当せず、また、その他同項各号に規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

(4) 研修会・総会の資料及び衛生講習会実施状況報告書

5月23日付けの食品衛生監視員業務日報に添付されている「研修会・総会の資料」のうち総会資料は非公開とされているが、異議申立人は、総会資料については公開を求めている旨主張し、非公開とした処分に異議を申し立てていないことから、当審査会では、判断しない。

また、同日報に添付されている「研修会・総会の資料」のうち研修会資料及び衛生講習会実施状況報告書は全部公開とされていることから、当審査会では、判断しない。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三 浦 清	弁護士